



景観配慮事項説明書〔重点届出区域：四つ橋筋地区（建築物）〕

項目	基準	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。</li> <li>・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。</li> </ul>		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。</li> </ul>		
	<p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。</li> </ul>		
バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。</li> <li>・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。</li> </ul>		
材 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。</li> </ul>		
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。</li> <li>・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。</li> <li>・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。</li> <li>・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。</li> </ul>		
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。</li> </ul>		
建 築 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。</li> </ul>		

項目	基準	自己評価	配慮事項記入欄
建 築 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。</li> </ul>		
付 属 施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場（サービスマン、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。</li> </ul>		
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。</li> </ul>		
塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。</li> </ul>		
夜 間 景 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。</li> </ul>		
	<p>【都心中央部景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。</li> </ul>		

【自己評価】      ◎：十分配慮した      ○：配慮した      ー：非該当